

# 役務提供等業務特記仕様書

本仕様書は、日本下水道事業団（以下、「発注者」という。）が発注する水質・汚泥検査業務を受注する者（以下、「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

本仕様書は、「役務提供等業務一般仕様書」第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

## 1. 業務名称 令和8年度 真岡市水処理センター他1施設水質・汚泥検査業務

## 2. 目的

本業務は、真岡市水処理センター及び真岡市二宮水処理センターの流入水、放流水、及び脱水汚泥について、実施内容に示す検査を行うものである。

## 3. 対象施設

- (1) 真岡市水処理センター（真岡市八木岡 1309）
- (2) 真岡市二宮水処理センター（真岡市久下田 2140）
- (3) 受注者所在地

## 4. 履行期間

本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 5. 実施内容

検査試料、検査項目、実施頻度は以下のとおりとする。検査試料の採取箇所は別紙のとおり。

検査試料	検査項目	実施頻度	備考	
水質検査	流入水	溶解性マンガン、溶解性鉄、銅、亜鉛、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、クロム、六価クロム化合物、総水銀、シアン化合物、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、有機性窒素、全りん、全窒素、アンモニア・アンモニウム化合物及び硝酸化合物の計17項目	毎月2回実施	隔週
	放流水	溶解性マンガン、溶解性鉄、銅、亜鉛、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、クロム、六価クロム化合物、総水銀、シアン化合物、アルキル水銀化合物、PCB、有機りん化合物、フェノール類、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、ヒ素及びその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,4-ジオキサン、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、有機体窒素、ヘキサン抽出物質、全りん、全窒素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物の計28項目	毎月2回実施	隔週
	放流水	1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレンの計13項目	年4回実施	5月,8月,11月,2月
	放流水	クリプトスポリジウム	年1回実施	10月
溶出検査	脱水汚泥	アルキル水銀化合物、PCB、有機りん化合物、ヒ素及びその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、総水銀、シアン化合物、鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物の計11項目	年4回実施	5月,8月,11月,2月 溶出液調整含む
成分検査	脱水汚泥	総水銀、ヒ素及びその化合物、銅、鉛及びその化合物、亜鉛、ニッケル、カドミウム及びその化合物、クロム、カリウム(現物)、カリウム(乾物)、全窒素(現物)、全窒素(乾物)、全りん(現物)、全りん(乾物)の計14項目	年4回実施	5月,8月,11月,2月

- 対象施設内の作業時間は、発注者又は技術開発実験センター維持管理業務受注者滞在時間（平日 9:00～16:00）内とする。詳細な作業時期等は契約後協議とする。

- 分析方法は、下水試験方法や国土交通省・環境省令の規定に対応した方法（JIS法規定）とし、これによらない場合は、契約後協議とする。
- 分析試料の採取は受注者が実施する。
- その他、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議する。

#### 6. 分析結果の報告

実施した単位ごとに都度、計量証明書を発行すること。